

（仮称）西の山の辺の道調査等業務委託 仕様書

令和 7 年 5 月

葛城市産業観光部商工観光プロモーション課

(仮称) 西の山の辺の道調査等業務委託仕様書

1. 事業名称

(仮称) 西の山の辺の道調査等業務委託

2. 事業場所

葛城市内

3. 事業期間

契約日から令和8年2月27日(金)まで

- ① 作業日及び作業手順については本市と協議し、了承の上実施すること。
- ② 受注者が、不可抗力又は受託業者の責めに帰すことのできない事由により、事業期間の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め本市と受注者が協議して決定するものとする。

4. 業務概要

(1) ルート策定にかかる調査業務

- ① ルート策定に向けた現地踏査業務
- ② その他本事業を実施する上で必要な関連業務

(2) 地域における意見収集にかかる業務

- ① ワークショップ、意見交換会等の運営業務
- ② 関係機関との協議・調整及び必要な手続き業務
- ③ その他本業務を実施する上で必要な関連業務

5. ルート策定に係る調査業務の提案の概要

- ① 発注者が別に示すルート案を参考に現地踏査すること。
- ② 調査報告書を作成すること。
- ③ 調査報告書は印刷物とデータ形式で納品すること。
- ④ 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- ⑤ 本件に使用する画像等第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- ⑥ 本件受託において作成した成果品の内容の著作権は発注者に譲渡するものとする。

6. 地域における意見収集に関する業務の概要

- ① ルート策定にあたり、地域住民、店舗等の事業者らの意見を取り入れることができる場の設定とその運営を1回以上行うこと。
- ② 収集した意見について報告書を作成すること。

- ③ 報告書は印刷物とデータ形式で納品すること。

7. 各種申請等業務

- ① 業務に伴う各種申請の手続きについて、事業スケジュールに支障がないよう適切な時期に実施すること。
- ② 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な事業を実施すること。

8. 権利関係

- ① 受注者は他者の所有権や著作権を侵害しないこと。
- ② 受注者は業務により制作した成果品にかかる一切の著作権（著作権法第 27 条、28 条に規定する権利を含む）を葛城市へ譲渡するとともに、葛城市及び第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。
- ③ 本業務の中で使用する技術等において、既に第三者が著作権、所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受注者において行うこととし、その経費は契約金額に含むものとする。
- ④ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ⑤ 著作権の取扱いについて、本仕様書に記載のない事項については、受注者と発注者で協議のうえ、処理するものとする。